

石狩湾新港管理組合告示第 43 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和 3 年 10 月 5 日

石狩湾新港管理組合
管理者 鈴木 直道

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和 3 年度において石狩湾新港管理組合が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

- （1）契約 令和 3 年 10 月 5 日（火）に一般競争入札の公告を行う石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務
- （2）資格 石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務に関する資格（以下「資格」という。）
- （3）役務等の種類 石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務

2 資格要件

入札に参加する者は、単体企業又は中小企業等協同組合等（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）の規定に基づき設立された協業組合。以下「協同組合等」という。）あるいは特定除雪業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、単体企業にあつては（1）の要件を、協同組合等にあつては（2）の要件を、共同企業体にあつては（3）の要件をすべて満たしていること。

（1）単体企業の要件

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ウ 競争入札参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、石狩湾新港管理組合の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- エ 暴力団関係事業者等でないこと。
- オ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - （ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - （イ）本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - （ウ）消費税及び地方消費税
- カ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - （ア）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - （イ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - （ウ）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の石狩湾新港管理組合競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- ク 令和 3 年石狩湾新港管理組合告示第 5 号に規定する一般土木工事又は舗装工事の競争入札参加資格を有する者であること。
- ケ 小樽市又は石狩市内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- コ 過去 5 年間（平成 28 年度以降）に、国又は地方公共団体が管理する道路の除雪業務を元請けとして

- 受託した実績を有する者であること。なお、協同組合等又は共同企業体としての受注実績は、当該協同組合等又は当該共同企業体の実績とし、組合員又は構成員単体の実績としては認めないこととする。
- サ 使用する機械（入札の公告に掲げる機種と同等若しくは同等以上の車両をいう。）を全て配置できること。
- シ 本業務の入札に参加する者は、協同組合等の組合員又は共同企業体の構成員として本業務の入札に参加する者でないこと。

(2) 協同組合等の要件

- ア 協同組合等は、定款で除排雪業務の共同受注を目的としていること。
- イ 協同組合等は、(1) のアからオ及びサの要件をすべて満たしていること。
- ウ 協同組合等の当該業務に従事する組合員の過半数が、(1) のクの要件を満たしていること。
- エ 協同組合等の当該業務に従事する組合員は、(1) のアからキ及びケの要件をすべて満たしていること。
- オ 協同組合等は、(1) のコの要件を満たしていること、又は要件を満たしている 1 社以上の組合員を有すること。なお、協同組合等又は共同企業体としての受注実績は、当該協同組合等又は当該共同企業体の実績とし、組合員又は構成員単体の実績としては認めないこととする。
- カ 本業務の入札に参加する協同組合等の組合員は、単体企業、他の協同組合の組合員又は共同企業体の構成員として本業務の入札に参加する者でないこと。

(3) 共同企業体の要件

- ア 共同企業体は、(1) のサの要件を満たしていること。
- イ 共同企業体は、(1) のコの要件を満たしていること。又は要件を満たしている 1 社以上の構成員を有していること。なお、協同組合等又は共同企業体としての受注実績は、当該協同組合等又は当該共同企業体の実績とし、組合員又は構成員単体の実績としては認めないこととする
- ウ 共同企業体の構成員は、(1) のアからケの要件をすべて満たしていること。
- エ 構成員の数は、2 社又は 3 社であること。
- オ 代表者は出資比率が構成員中最大であること。
- カ すべての構成員の出資比率が、均等割の 10 分の 6 以上であること。
- キ 本業務の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の組合員として本業務の入札に参加する者でないこと。

3 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和 3 年 10 月 5 日（火）から令和 3 年 10 月 15 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

交付場所は、石狩湾新港管理組合総務部総務グループとする。

なお、石狩湾新港管理組合のホームページ（<http://www.ishikari-bay-newport.jp/bid-information/>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

イ 提出先の所在地 郵便番号 061-3244 石狩市新港南 2 丁目 725-1
電話番号 0133-64-6661

ウ 提出方法 持参又は送付によることとし、ファクシミリによるものは受け付けない。

(4) 提出書類

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。（た

だし、イからカについては、石狩湾新港管理組合における一般土木工事又は舗装工事の競争入札参加資格を有している者は、提出を省略できる。）

- ア 暴力団関係事業者等でないことの誓約書
- イ 法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書）（申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- ウ 道税を滞納していないことを証明する書類（申請日を含め3ヶ月以内のもの）
- エ 消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類（申請日を含め3ヶ月以内のもの）
- オ 法定保険加入状況一覧表
- カ 会社更生法及び民事再生法に関する申立書
- キ 除雪の受託実績を証明する書面（契約書等の写し）
- ク 協同組合等にあつては、定款の写し及び組合員名簿
- ケ 共同企業体にあつては、特定除雪業務共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び特定除雪業務共同企業体協定書
- コ 使用する予定の私有車会社別配置予定表及び機械を証明する書面（所有車にあつては車検証等、リース車はリース契約書等の写し）
- サ 配置予定オペレーター調書及び運転免許証等の写し
- シ 返信用封筒（簡易書留料金分の切手を貼付した封筒）

(5) その他

- ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された資料は返却しない。
- ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
- エ 資料提出後の再提出は認めない。

4 一般競争入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和3年10月21日（木）までに書面により通知する。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和3年10月28日（木）までに書面により説明を求められることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

石狩市新港南2丁目725-1

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

(2) 理由の説明は、説明を求められることができる最終日の翌日に書面により回答する。

6 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、3の(3)の申請書類の提出先に、当該担当提出先の指示により作成した申請

書類を提出しなければならない。

7 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から 1 の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は 1 の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

8 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2 に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を有する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。